

HPAI 発生時の防疫措置から経営再開までの対応について

紀北家畜保健衛生所

○山本敦司、高田由香子、柏木敏孝

#### 【背景】

2011年2月15日に本県で初となる高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が那賀振興局管内紀の川市の県内最大規模の採卵鶏農場で発生し、その防疫対応に追われた。さらに2月28日奈良県五條市でも HPAI の発生があり、本県一の養鶏地帯である伊都振興局管内橋本市の一部が移動制限区域内に入るといった事態も起こった。

3月14日に紀の川市の HPAI 発生による移動制限区域が解除、3月29日には奈良県五條市の HPAI 発生による移動制限区域が解除され、HPAI は終息を迎えたが、紀の川市の発生農場については防疫措置完了後も、消毒作業や経営再開に向けた検査等が行われた。それら一連の防疫対応について報告する。

#### 【発生概要と病性確定】（図1）

紀の川市の発生農場は採卵養鶏場で開放の成鶏舎14棟、育雛舎11棟を有し、約120,000羽を飼養していた。

2月15日、紀の川市貴志川町の養鶏農場から当所に、鶏が固まって10羽死亡しているとの通報があり、所員3名が緊急立入を行い簡易検査を実施したところ、死鶏5羽中4羽、生鶏5羽中1羽で陽性となった。採材した10羽のスワブのPCR検査は全て陽性となり、ウイルスも分離され、動物衛生研究所で精密検査をしたところ、2月19日にはH5N1亜型（強毒タイプ）と確定された。

#### 【発生農場防疫措置】（図2）

簡易検査陽性と判定されてから疫学関連の調査実施後、振興局職員約20名と鶏舎、農場内に消毒薬を散布する緊急措置を実施した。PCR検査でH5型と確認されたその夜から、殺処分等の防疫措置が始まり、埋却を含む防疫措置が完了したのは2月20日で、延人数約1,800人の動員となった。

2月15日の深夜から防疫措置を開始したが、予定していた防疫センターの変更や必要資材の不足、照明設備の不備、道が凍結する程の寒さ等の問題があった。その後も、資材購入のための連絡システムの混乱、動員者への暖房設備用意の遅滞、防疫員の交代の遅れ等の問題が起こった。

#### 【発生状況検査及び清浄性確認検査等】（図3、4）

紀の川市の発生に伴い、翌2月16日に発生状況検査11戸（うち出荷卵検査は5戸）、疫学関連農場検査1戸を実施し、2月18日には移動制限区域内のGPセンターの立入検査を実施した。2月19日に結果が全て陰性と確認し、家きん卵の出荷制限を解除、移動制限区

域を 5km に縮小、搬出制限区域を 5～10km 範囲に設定した。ちなみに 2 月 19 日には自家 GP の立入検査も実施した。2 月 16 日に発生状況検査を実施し、2 月 20 日に防疫措置が完了したので、3 月 1 日に清浄性確認検査 11 戸を実施し、3 月 4 日に全て陰性を確認し、搬出制限区域を解除し、規制は移動制限区域のみとなった。そして 3 月 14 日に紀の川市の HPAI 発生に伴う移動制限区域が解除され、終息に至った。

奈良県五條市の発生ですが、2 月 28 日の発生に伴い、3 月 2 日に移動制限区域内に入る橋本市の農場 11 戸で発生状況検査（出荷卵検査）を実施し、3 月 5 日に全て陰性を確認し、家きん卵の出荷制限を解除した。ちなみに 3 月 6 日には自家 GP の立入検査も実施した。3 月 7 日に防疫措置が完了し、3 月 16 日には清浄性確認検査 11 戸を実施し、3 月 19 日に全て陰性を確認し、搬出制限区域が解除された。そして 3 月 29 日に奈良県五條市の HPAI 発生に伴う移動制限区域が解除され、終息となった。

#### 【移動制限の例外に関する検査】

紀の川市の発生時、移動制限区域内の GP センター 1 戸の立入検査を 2 月 18 日に実施し、2 月 19 日には 5 戸の養鶏農家の自家 GP の立入検査を実施、疫学関連の農場 1 戸の自家 GP の立入検査は 2 月 16 日に実施した。

橋本市の養鶏農家の卵の保管場所を橋本養鶏 GP センターとしたため、3 月 2 日から各農家毎で卵を運ぶ度に家きん卵移動（出荷）指示書を発行した。

3 月 2 日には橋本養鶏 GP センターの再開にあたっての立入検査も実施し、3 月 5 日には養鶏農家 5 戸の自家 GP の立入検査を実施した。

また、家きん卵の廃棄処分や廃鶏出荷、食鳥処理場の再開、液卵出荷等の度に指示書を発行した。

例外規定については、処理手順の熟知が不完全で、さらに件数は予想より多く、対処に戸惑った。

#### 【消毒ポイント】（図 5、6）

紀の川市の発生時、翌 2 月 16 日に消毒ポイントを 5 箇所設置し、AM9:00～PM5:00 で運営した。2 月 19 日に発生状況検査陰性を確認し、移動制限区域縮小、搬出制限区域設定により、2 月 22 日に消毒ポイントを追加して 6 箇所とし、民間委託して 24 時間体制にした。3 月 4 日には清浄性確認検査陰性が確認され、搬出制限区域が解除し、規制は移動制限区域のみとなったため、消毒ポイントは 3 箇所に変更した。そして 3 月 14 日に移動制限解除とともに消毒ポイントも廃止となった。

奈良県五條市の発生時、翌 3 月 1 日橋本市に 2 箇所の消毒ポイントを設定し、同様に AM9:00～PM5:00 で運営した。3 月 2 日には消毒ポイントを追加して 4 箇所とし、3 月 4 日には民間委託し、24 時間体制にした。3 月 19 日に清浄性確認検査陰性により搬出制限区域が解除され、消毒ポイントを 2 箇所に変更した。3 月 29 日に奈良県五條市の移動制限区

域が解除とともに消毒ポイントも廃止された。

消毒ポイントの選定は難しく、事前に概ね大丈夫と判断していたところが、時期的にイベントで使用するため、断られることもあり、選定のスピードが必要となる。また、不安を抱いた周辺住民のクレームに対する対応も必要となってくる。24 時間運営する場合、民間業者へのスムーズな委託が必要となってくる。

#### 【防疫措置完了後の発生農場の防疫対策】

発生農場では防疫措置完了時の農場消毒を 1 回目とし、1 週間以上間を開けて 3 回消毒しなければならない。2 月 28 日に 2 回目、3 月 9 日に 3 回目の農場消毒を実施した。

今回鶏糞は鶏舎内に封じ込めたため、1 ヶ月間は静置しなければならない。よって 3 月末から全鶏舎の鶏糞の除去、清掃を実施し、全鶏舎内や GP センターに消毒薬散布を完了したのは 6 月 10 日となった。

#### 【発生農場の経営再開のための検査】(図 7、8、9)

発生農場の経営再開に係る飼養衛生管理についての指導文書を 6 月 3 日付けで発行し通知、その後随時鶏舎の改修状況をチェックした。自家 GP センター再開に係る留意事項についての指導文書は 6 月 9 日付けで発行し通知した。

6 月 20 日に成鶏舎 (14 棟) と自家 GP センター、育雛舎 (11 棟) の環境検査を実施した。自家 GP センター 3 室と各鶏舎内の 6 箇所 (天井、床、壁) の 10cm 四方をそれぞれ綿棒で拭き取り、それを検体としてウイルス分離を実施した。6 月 27 日に全て陰性を確認し通知した。これによって GP センターを稼働させ、他の養鶏場から卵を入れ、パッケージングして出荷するという業務を再開した。

6 月 30 日にはモニター鶏が導入され、5 羽ずつ集めたポイントで 1 鶏舎につき 6 ポイント配置したので計 30 羽となり、成鶏舎 14 鶏舎、育雛舎 11 鶏舎なので、30 羽×25 鶏舎で計 750 羽となった。

この導入当日には臨床検査を実施し、異常のないことを確認した。

7 月 4 日に各鶏舎で 2 羽ずつ採血し、導入直後の抗体検査を実施した。2 羽×25 鶏舎で 50 検体となった。7 月 6 日に全検体陰性を確認し文書で通知した。

2 週間後の検査として、7 月 20 日に各鶏舎 6 羽採血し、抗体検査を実施、25 鶏舎×6 羽で 150 検体となる。また気管スワブ、クロアカスワブを 6 羽プールで採材しウイルス分離を実施、25 鶏舎で 25 検体となります。7 月 26 日に全て陰性という結果を文書で通知した。これで、再開に向けての事前検査は全てクリアしたことになった。

その後順次鶏を導入しているが、事前に鶏を入れる鶏舎の改修状況を調査し、不備な点を直すように指導している。最終チェックは、紀の川市、管轄振興局、畜産課、家保で確認している。

【移動制限解除後の周辺農場の清浄性確認検査】(図10)

移動制限区域内に入っていた養鶏農場については、移動制限解除後3ヶ月以内にもう一度清浄性確認検査を実施することになっている。

紀の川市の発生時の移動制限区域内の農場については、3月14日の移動制限区域解除から約2ヶ月後の5月11～18日に実施し、全て陰性を確認した。

奈良県五條市の発生時の移動制限区域内の農場については、3月29日の移動制限区域解除から約2ヶ月後の5月23～25日に実施し、全て陰性を確認した。

【まとめ】(図11)

以上がHPAI発生時の防疫措置や経営再開のため検査などの一連の防疫対応ですが、いずれの部門においても、人員、時間、労力等がかなり費やされることになる。HPAIの発生は養鶏農家にとって莫大な損害であるとともに、それを治めようとする行政機関等の関係機関や発生期間中不安にかられる県民にも大きな被害を被ることになる。

発生農場は最終的に成鶏舎9鶏舎、育雛舎全鶏舎(11鶏舎)を使用し、約80,000羽の鶏を飼養する予定です。今後も鶏舎の改修状況等をチェックし、飼養衛生管理基準を遵守するように指導し、再度発生のないように努めるとともに、他の養鶏農家についても同様に飼養衛生管理基準を遵守するように指導していきたい。